

第 5 章

簡易な基準に基づく確定給付企業年金

テーマ29 「簡易な基準に基づく確定給付企業年金」

1. 簡易な基準に基づく確定給付企業年金とは

簡易な基準に基づく確定給付企業年金とは、確定給付企業年金法施行規則第52条の規定に基づき掛金を算定している確定給付企業年金のことをいいます。加入者数が一定未満の場合に簡易な基準での財政運営を認めることで、関係者の実務負担・費用を小さくする狙いがあると言われています。

「簡易な基準」に対して通常適用される基準は「本則基準」と呼ばれることが多いようです。

簡易な基準についてまとめると、次表のとおりとなります。

○確定給付企業年金における簡易な基準
(受託保証型確定給付企業年金を除く)

項目	内容
加入者数	計算基準日における加入者数が500名未満の確定給付企業年金
計算基礎率	以下の基礎率のみを使用 (<u>予定脱退率</u> や <u>予定昇給率</u> は使用しない)
予定利率	下限予定利率以上 4.0%以下
予定死亡率	基準死亡率に次の区分に応じた率を乗じたもの 加入者：0 受給者等：0.72
予定再評価率 (キャッシュバランスプランの場合)	再評価に用いる指標の予測
給付額の改定	不可
障害給付金の支給	不可
遺族給付金の額	老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額または脱退一時金の額以下
他制度掛金相当額	「標準掛金総額÷加入者数」(月額換算) ※直近の財政計算の基準日時点の数値を使用
財政悪化リスク相当額	ゼロ
年金数理に関する確認	当分の間、年金数理に関する書類について年金数理人の確認を要しない

2. 簡易な基準の財政検証について

財政検証とは、毎年の財政決算時に法令に定められた積立状況の検証を行なうことを指します。

簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合には、この財政検証の際にも、簡易な方法が認められています。具体的には最低積立基準額と積立上限額について数理債務に一定比率を乗じて計算することが認められています。

(ご参考: 最低積立基準額と積立上限額に関する簡易な基準)

項目	内容
最低積立基準額	数理債務×一定比率 (一定比率= 掛金計算基準日の最低積立基準額 ÷掛金計算基準日の数理債務)
積立上限額	数理債務×一定比率 (一定比率= 掛金計算基準日の積立上限額 ÷掛金計算基準日の数理債務)

このように、最低積立基準額と積立上限額の算定は簡易な方法とすることができ、更には当分の間は年金数理人の確認を要しないこととなっています。しかし、法令に定められた財政検証が不要となるわけではなく、年金資産の運用状況等によっては掛金の見直し等が必要となることに留意が必要です。

3. 簡易な基準の給付設計について

上記のとおり、簡易な基準では計算基礎率が基本的に予定利率と予定死亡率(ただし加入者の死亡率はゼロ)に限定されており、予定脱退率や予定昇給率は使用しないこととなっています。これは企業年金制度の加入者数が少なければ少ないほど、計算基礎率を合理的に算定することが難しくなることが1つの理由です。

その一方で、予定脱退率や予定昇給率を使用しないため、掛金率算定の前提としていない脱退(退職)や給与の上昇が実際に発生するたびに何らかの積立金の過不足が発生し、場合によっ

ては年金財政に大きな影響を与える可能性があるという側面があります。

このため、簡易な基準に基づく確定給付企業年金制度の安定的な年金財政運営のためには、脱退動向や給与の上昇にあまり左右されないような制度設計等が望ましいと考えられます。

一例を挙げると、中途脱退の給付額と定年脱退の給付額に大幅な差が無い設計とする、昇給率を使用しないよう勤続年数別定額の設計とする、などが考えられます。

このようなことから、簡易な基準の給付設計は安定的な財政運営に配慮した設計となることが多いものと思われます。結果として、簡易な基準の場合には、一般的には各企業の退職金制度とリンクした設計は採用しにくいと考えられます。

4. 簡易な基準と本則基準の特徴

簡易な基準では上記のとおり、退職金制度とリンクした設計は採用しにくいですが、本則基準では退職金制度の全部または一部をそのまま確定給付企業年金に移行することが可能であり、この点が本則基準を実施する最大のメリットです。

以下では、簡易な基準・本則基準のそれぞれの特徴を挙げておきます。

簡易な基準

- ・各企業の退職金制度とリンクした設計は採用しにくい
- ・予定脱退率、予定昇給率を使用していないため、制度設計によっては積立金の過不足が発生しやすくなる
- ・本則基準と比べ、運営コストが安い

本則基準

- ・退職金とリンクした設計ができる
- ・予定脱退率、予定昇給率を使用しているため、年金財政に大きな影響を与えるような積立金の過不足は発生しにくい(ただし、予定脱退率・予定昇給率と実績脱退率・実

積昇給率に乖離が生じた場合、年金財政に大きな影響を与える可能性がある)

- ・簡易な基準と比べ、運営コストが高い

5. 受託保証型確定給付企業年金

ここでは「簡易な基準」の一種である、受託保証型確定給付企業年金について解説します。受託保証型確定給付企業年金とは、年金資産の額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれる確定給付企業年金のことです。積立不足がほとんど発生しない制度であるため、受託保証型の要件を満たす場合、事業年度末に作成する事業報告書や決算報告書について簡素化されています。

受託保証型確定給付企業年金の例としては、年金資産を一般勘定^{※1}で運用する運用実績連動型キャッシュバランスプラン制度が挙げられます。仮想個人勘定残高への利息付与利率を一般勘定の実績運用利率に連動させる制度であり、数理債務と年金資産の動きが連動しやすくなっているため、積立不足がほとんど発生しにくい制度となっています。

なお、受託保証型確定給付企業年金の他制度掛金相当額は直近の財政計算の数値を基に「標準掛金総額÷加入者数」の式で計算した額を月額換算した額であり、財政悪化リスク相当額はゼロとなります(他の簡易な基準と同様です)。

^{※1} 一般勘定とは、生命保険会社が運用を行う勘定の分類の一つで、予め定められた予定利率が保証される商品をいいます。